7月分 No.1O

110.10	
件 名	PTA の加入について
受付日	令和3年7月30日
ご意見・ご提案の 概要	PTAに加入する際、なぜ加入申込書の記入や加入するかしないかの意思確認をしないのか。 PTA 加入の申込書を必ず用意してほしい。
県の考え方	PTAの加入については、構成員である保護者と教職員が活動の趣旨に賛同し、自主的に参加して運営されることが望ましいと考えております。加入時において、強制加入ととらえられないよう県立学校においては各学校長に、小中学校においては、市町村教育委員会と連携して、PTAが任意加入の団体であることについて、正しい理解が広まるよう、働きかけて参ります。
担当課	教育委員会 学校支援課